

入所を決定する指数は、今までの就労状況及び入所後(入所月)の状況で判断します。変更になる場合、入所が取り消される場合があります。
就労している方はQ1-1、就労していないが内定がある方はQ6-1、求職中の方はQ7-1から回答してください。回答しない欄も必ずお読みください。

確認事項		回答欄		
Q1-1	育休を取得中ですか？または育休を取得する予定がありますか？	取得中 (Q1-2へ)	取得予定 (Q1-2へ)	いいえ (Q1-3へ)
Q1-2	就労証明書の証明者欄に記載されている就労先に就労証明書のNo.6欄と同条件の契約日数・契約時間で復職しますか？ 「はい」の方→就労証明書記載の契約内容で指数付けし、入所判定をします。入所月の翌月1日までに復職してください。 ⑨転職または退職により元の就労先に復職しない場合は「求職」又は「就労内定」の指数となりますので、再判定の結果、入所取消(退園)となる場合があります。新職について雇用条件が育休前職場と同等以上であっても同様です。 ⑩復職後、契約時間が短くなった場合、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。(育児短時間勤務の利用は契約時間変更には含まれません) 「いいえ」の方→指数が変わる場合があります。 「不明」の方→「求職」の指数となります。	はい (Q1-3へ)	いいえ (Q1-3へ)	不明 (Q1-3へ)
Q1-3	入所後に、入所した児童本人の育休を取得していることが判明した場合、保育施設での保育必要性がないため原則退所となります。その事実について、育休期間終了後に判明した場合であっても、原則退所となります。 なお、入所後に入所した児童のきょうだいの育休を取得する場合は、入所後、育休取得開始までに、提出した就労証明書に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。	回答不要 左記を必ずお読みください (Q2-1へ)		
Q2-1	転職する予定がありますか？	はい (Q2-2へ)	いいえ (Q3-1へ)	未定 (Q2-2へ)
Q2-2	転職する際に「退職日」と「就労開始日」を1日も空けずに、「転職前と同等以上(就労日数・時間について)」の就労を開始することができますか？ 「はい」の方→転職が決まった場合は新職「就労開始日」の月末までに「退職日を証明する書類」と「新しい就労証明書」を提出してください。提出書類により選考上問題ないと確認できなかった場合は、入所決定の取り消しまたは退園となります。 「いいえ」の方→指数が変わる場合があります。 「不明」の方→入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。	はい (Q3-1へ)	いいえ (Q3-1へ)	不明 (Q3-1へ)
Q3-1	申請日以降、就労証明書に記載された就労内容(就労日数・時間数)に変更はありますか？(変更の理由が育児短時間制度の利用である場合は変更無しの扱いです。) 「不明」の方→入園月の就労状況が確認できないため求職中の扱いとなります。	はい (Q3-2へ)	いいえ (Q4-1へ)	不明 (Q4-1へ)
Q3-2	就労時間は増えますか？減りますか？	増える (Q3-3へ)	減る (Q3-4へ)	不明 (Q3-4へ)
Q3-3	就労証明書の備考欄 に増える時間数の記載がありますか？ 就労予定時間の 内定指数と現在の契約時間の就労指数を比べて高い方の指数を付けます。 (入所後、変更後の就労実績が確認できない場合、入所取消(退園)となる場合があります。) ⑨記載がない場合、増える時間数については考慮しません。	はい (Q4-1へ)	いいえ (Q4-1へ)	不明 (Q4-1へ)
Q3-4	確実に就労できる時間数等(休憩時間含む)を申告してください(会社にも要確認)。※申し出の時間数で指数を付けます。	【日数】 【時間数】	月 月	日 時間 (Q4-1へ)
Q4-1	入園月以降、育児短時間制度を利用する予定がありますか？	はい (Q4-2へ)	いいえ (Q4-3へ)	未定 (Q4-2へ)
Q4-2	育児短時間制度を利用後も1か月48時間以上の就労となりますか。 ⑩復職後の就労時間が48時間未満だった場合、入所取消となる場合があります。	はい (Q4-3へ)	いいえ (Q4-3へ)	不明 (Q4-3へ)
Q4-3	就労証明書No.7欄の就労実績について、育児短時間制度を利用している実績ですか？	はい (Q4-4へ)	いいえ (Q5-1へ)	不明 (Q5-1へ)
Q4-4	就労証明書のNo.12欄に記載はありますか？ ⑨ない場合指数が下がることがあります。	はい (Q5-1へ)	いいえ (Q5-1へ)	不明 (Q5-1へ)
Q5-1	就労証明書No.6について、月間の就労時間数が48時間を超えていますか？ ⑨就労要件で保育園を利用するためには、月48時間以上の就労を常態化する必要があります。入所後、就労証明書や就労実績を確認した際に、月48時間以上の就労を常態化できていない場合は退所となります。No.6の契約時間が48時間ギリギリの方で、児童の体調不良等で欠勤が見込まれる場合は契約時間を増やしていただくことをおすすめします。	はい (Q5-2へ)	いいえ (Q5-4へ)	不明 (Q5-4へ)
Q5-2	就労証明書No.7欄の就労実績について、3か月分が証明日からみた直近の実績で記載されていますか？(直近3か月が産休育休の場合は「はい」)	はい (Q5-4へ)	いいえ (Q5-3へ)	不明 (Q5-3へ)
Q5-3	記載月の実績から連続した3か月の実績時間数を確認できる給与明細等はありませんか。ある場合は提出してください。 ⑨提出がない場合、指数がマイナスされることがあります。	はい (Q5-4へ)	いいえ (Q5-4へ)	不明 (Q5-4へ)
Q5-4	保育士として未就学児の保育施設で就労していますか？	はい (Q7-1へ)	いいえ (Q7-1へ)	不明 (Q7-1へ)
Q6-1	決定している内定先が記載する内定証明書(就労証明書)を添付していますか？ 「はい」の方→就労証明書に記載された内定先で雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を入園月中に開始してください。証明書を求めた際に、就労証明書通りの就労が確認できなかった場合、 再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。 「いいえ」の方→入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。	はい (Q7-1へ)	いいえ (Q7-1へ)	未定 (Q7-1へ)

保護者氏名

続柄

父

母

その他

確認事項		回答欄					
Q7-1	現在、就学していますか？	就学中 (Q7-2へ)	就学予定 (Q7-3へ)	いいえ (Q8-1へ)			
Q7-2	在学証明書と時間割写しを添付していますか？ ※まだ入所後の時間割が不明な場合は、一旦現在の時間割写しを提出し、入所後の時間割がわかり次第すみやかに新しい時間割写しを提出してください。	はい (Q7-4へ)	いいえ (Q7-4へ)	在学証明 のみ (Q7-4へ)			
Q7-3	受験票または合格通知の写しを添付していますか？ ※その後結果がわかり次第保育課に連絡してください。また入学後には在学証明書と時間割写しを提出してください。 不合格の場合や合格したが通わなかった場合は入所取消となります。	はい (Q7-4へ)	いいえ (Q7-4へ)	その他 (Q7-4へ)			
Q7-4	就学中または就学予定の方について、卒業予定日又は修了予定日を記載してください。 ※就学による認定期間は卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までとなります。	年 月 日 (Q8-1へ)					
Q8-1	(女性のみ)現在妊娠中ですか？ 妊娠中の方は予定日と妊娠状況(単胎・多胎)を記載してください。また、母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)を提出してください。 ※「いいえ」「不明」と回答した方について、入所までに妊娠が判明した場合、母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)と確認票の再提出が必要となります。	はい	いいえ (回答終了)	不明 (回答終了)			
		年 月 日					
		単胎 ・ 多胎 (胎)					
		(Q8-2へ)					
Q8-2	入所の要件(理由)を選択してください。要件により指数や入所期間が異なります。	下記の希望の要件に○をしてください。※()内は母の指数					
園市 児内 の園 み	出 産	下の子の出産を理由に上の子を預けることができます。ただし、申請をすることができるのは 出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間(出産要件期間)です。(多胎の場合は産前4か月産後7か月まで) 出産を理由に利用決定した場合、出産予定月の2か月(多胎児出産は7か月)後の月末で必ず退所となります。出産以外(就労等)の要件がある場合でも、利用期間を延長することはできません。再度入所を希望する場合は、 育休以外の要件に限り 申請が可能です。希望する月の申請をしていただき、再選考となります。その結果入所できない場合もありますので、ご承知おきください。 なお、出産を理由に利用決定した場合、転園申請をしても利用期間は変わりません。 例：4月入所において、5月出産予定で入所決定した。 →7月末日で退所。8月以降 育休以外 の要件がある方で、入所希望の場合は再度申請が必要。 (必ず入所できるわけではありません)。			出 産 (20点)		
	就 労	□保育園入所希望月が 出産要件期間と重なっている場合 出産要件期間終了月の翌月1日までに復職し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。 できていなかった場合は、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。 例：4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、2月出産予定で産後休暇を取得する予定。 →3月～4月は出産要件となるため、5/1までに1か月160時間以上の契約内容で復職することが必要。復職できない場合はその月中で退園の可能性。			就 労 又 は 就 労 内 定 (12～20点) (内定8～13点)		
	就 労	□上記以外で保育園入園前もしくは入園後に産休育休を取得する場合 入園月中に就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。 できていなかった場合は、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。 例：4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、7月出産予定で6月頃産休に入る予定。 →入所後(4月、5月)に160時間以上就労したことがわかる給与明細や就労証明書の提出が必要。確認できない場合はその月中で退園の可能性があります。					
	求 職	入園後もしくは出産要件期間終了後、3か月以内に最低基準(月48時間)以上の就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。 最低基準(月48時間)以上の就労ができていなかった場合はいかなる理由があつたとしても退園となります。			求 職 活 動 (8点)		
	育 休 継 続	出産要件期間に入所し、出産要件期間終了後、引き続き育児休業期間も保育を希望する場合。ただし、申請をすることができるのは 出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間(出産要件期間) です。(多胎の場合は産前4か月産後7か月まで) ※こちらの指数で入所ができた場合は復職する必要はありません。			保 育 継 続 利 用 (6点)		
	そ の 他	疾病・介護・その他 入所月中に要件が満たされていることが条件です。提出された書類に応じて指数がつきます。			そ の 他 (要件による)		
		立川市内の保育施設(立川市で選考をしている園に限る)間の転園申請において、育児休業取得時にすでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合にこちらの指数での選考となります。こちらの指数で転園ができた場合は復職する必要はありません。			保 育 継 続 利 用 (6点)		

提出する書類の記載内容及び上記確認事項について理解し、確認・回答を行いました。
記入されたとおりにならなかった場合や確認事項の内容に反した場合、入所が取消または退所(実施解除)となったとしても異議はありません。